金仙公主と房山雲居寺石経の彼方
-唐代政治史の一側面-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2021-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 氣賀澤, 保規 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21369

《論　説》

金仙公主と房山雲居寺石経の彼方
—唐代政治史の一側面—

氣賀澤　保規

目　次

一、はじめに
二、「金仙公主塔」銘への疑問
三、金仙公主の経歴と生涯（前半）
四、金仙公主の経歴と生涯（後半）
五、金仙公主の政界における位置
六、おわりに—あわせて徐嶠（徐嶠之）の理解をめぐって

一、はじめに

北京から西南へ70キロの山中にある房山雲居寺には、7世紀初頭の隋末、静琬という一人の僧の発願によって始まり、以後一千年をかけて連綿と刻りつがれた1万4千点（枚）にものぼる膨大な石に刻んだ仏教経典、石経が蔵される。それらのうち、前半の隋唐期に刻られた石経は寺の前にそびえる石経山の九つの洞窟に蔵入され、後半の遼金時代に作られた石経は、主に寺の境内に掘られた地下室に埋蔵されたのであった。

雲居寺におけるこの長い刻経の歴史において、唐の玄宗時代、すなわち開元天宝期は、初代静琬以来およそ一世紀にわたった雲居寺の刻経事業を、さらに新たな地平へと押し上げた重要な時期と位置づけることができる。すなわち玄宗期において、事業はより大型化、より体系化し、また関与する階層もより広範囲にして多様になったことなどが認められるからである。そして、こうした新たな在り方に重要な一石を投じたのが、睿宗の娘にして玄宗の妹である金仙公主（長公主）と、彼女を介した唐朝廷の援助であったことは忘れるわけにはいかない。かかる事実は、石経山山頂付近の所謂「金仙公主塔」の背面に残された次の銘文によって広く知られている(1)。

大唐開元十八年金仙長公主

為奏

聖上、賜大唐新旧訳経四千余
巻、充幽府范陽県、為石経本、又
奏、范陽県東南五十里上坡村趙
襄子淀中麦田荘、并果園一所、及環
山林麓、東接房南嶺、南逼他山、西止
白帯山口、北限大山分水界、並永充
供給山門所用、又委禅師玄法、歳々
通転一切経、上延　宝暦、永福
慈王、下引懐生、同攀覚樹、粤開
元廿八年庚辰歳朱明八日、前莫州
吏部常選王守泰、記山頂石浮屠後、
　送経京崇福寺沙門　智昇
　検校送経臨壇大徳沙門　秀璋
　都検校禅師沙門　玄法(2)

この文面は、高さが一尺三寸余り（注(2)小川論文323頁）で一行ほぼ14字、官文書（奏議）の形を模して書かれていた。そして、金仙（長）公主が開元18年（730）に聖上＝玄宗に奏上して、具体的に次の三つの措置が雲居寺にとられたことが明示される。

1．「大唐新旧訳経四千余巻」を石経の原本として下賜。
2．范陽県東南五十里の上坡村趙襄子淀中の「麦田荘」と「果園」、それに雲居寺に隣接する山林＝「環山林麓」を寺領として寄進。
3．雲居寺の禅師玄法に命じて、一切経を毎年「通転」させること。

そもそもこの文は金仙公主の奏上から十年が経った開元28年（740)、「前莫州吏部常選」王守泰なる人物が、すでに前からあった「山頂石浮屠」の背面に刻んだものであった。そのさい立ち会ったのが、開元18年に『開元釈教録』二〇巻を完成させ、「開元大蔵経（開元一切経）」五〇四八巻の基を定めた智昇であり、そして雲居寺第五代の法灯を継ぐ玄法であった。ここから、雲居寺に下賜された「大唐新旧訳経四千余巻」とは、この奉勅撰されたばかりの「開元大蔵経」に他ならないと考えられている(3)。

雲居寺の歴史を詳しくみていくと、この金仙公主の関与と前後する頃から、『正法念経』七〇巻や『大方等大集経』三〇巻、『日蔵経』一〇巻、『月蔵経』一〇巻など大型

の経典があいついで刻られ、刻経事業に新たな進展が計られたことがみてとれた[4]。天宝初年から着手されたと推定されるかの『大般若経』六〇〇巻の刻出は、そうした開元年間の蓄積・準備の上になされたといってよい。金仙公主による財政の面からと経典の上からとの両方向からの援助が非常に大きな意味をもったことは、この事実からも明らかであり、下賜された「開元一切経」が以後陸続と刻られた石経の底本になった可能性を十分うかがわせてくれる。

二、「金仙公主塔」銘への疑問

このように所謂「金仙公主塔」の刻文を通じて、雲居寺刻経事業に果たした金仙公主の役割の大きさが確認されるわけであるが、しかしながらこの刻文をめぐっては幾つかはっきりしない点が認められる。感得された諸点を要約してみると、以下のごとくになる。

1．金仙公主の右の事績が刻されたのは、すでに存在していた「山頂石浮図」の背面にであるが、そもそもこの石浮図（石塔）は清信士劉元望なるものが、一族をまとめ寺側の協力をえて、開元9年その父母等のために造立したものであって、それを伝える銘文は正面（南面）の左側（西面）に刻まれていた。このように当石浮図は金仙公主とは本来無関係であったにもかかわらず、後年開元28年になって、その背面（北面）の空白面が利用されたのが右の刻文となる。しかもその刻文たるや、正式な碑文の体をなさず、おそらく一つの「文書」をそのまま刻みこんだような形態がとられている。何故こうした安易とも思える手法によって、雲居寺史上に重要な位置を占める事柄が記録されたのか。

2．金仙公主がとった措置は、雲居寺にとって本来もっと特筆されるべき意義を有していた。とすれば、寺は当然新たな石浮図（石塔）か石碑を用意し、彼女の功績を特別に顕彰し、後世に伝える試みがあってよかったはずである。しかしそうした動きはどこにも認められない上に、他の仏教関係の記録や編纂史料のどこにも片鱗すらうかがえない。これはどうしたことか。今日われわれは、右の劉元望等が立てた石浮図に刻された銘文と、その後元和4年（809）4月8日に幽州盧龍節度使劉済が石経山頂に立てた「涿鹿山石経堂記」碑の文中において[5]、やっと彼女の関与の迹

を知るだけである。

3．ところで金仙公主は、後述するごとく道教に出家した人物（女冠、女道士）であった。その彼女が仏教側に、それも雲居寺という一寺院の事業に肩入れする、これはどう解したらよいのであろうか。塚本善隆氏は、当時における仏教の道教化、道教の仏教化という両宗教の接近からくる時代的現実、「当時の貴族にありては、仏道二教を同時に尊崇していることは、必ずしも不思議なことではない」（注(3)『塚本書』452頁）という観点から説明を加えるが、それだけで彼女個人の雲居寺への関わりを納得させられるだろうか。道教側の人間が、それも時の皇帝の妹が、雲居寺に援助の手を差し伸べた。ふつうに考えて、これは及ぼす影響の大きな問題であり、単に道教と仏教の接近ということだけでは説明しきれない現実的背景があることを、意識させずにはおかない。

金仙公主の行為は、雲居寺のみならず仏教界全体にとって大きな意味をもち、格好の宣伝材料であった。にもかかわらず、結局のところ、彼女の役割は仏教界から無視されたのみならず、その中心をなす雲居寺においてすら影の薄い地味な扱いしか受けなかった。この事実をどう受け止めたらよいのであろうか。また公主は現地に足を運んだ形跡もうかがえない。かかる金仙公主を雲居寺の援助に駆り立てた背景、他方それを正当に評価・顕彰できない雲居寺側のある種の及び腰、これらの疑問はたんなる一般的な時代状況の説明からでは納得しえないものである。とすれば、改めて課題を提供した金仙公主その人に立ち戻り、広い視座から彼女の生きた道筋を捉え返してみるなかで、問題の核心に迫るしかないであろう。

いったいこの金仙公主とはいかなる経歴、立場の女性であったのか。彼女と雲居寺を結びつけた糸はどこにあったのか。次節以降ではそうした点に目を向け考察してみることにしたい。

三、金仙公主の経歴と生涯（前半）

金仙公主については、早くに塚本善隆氏が言及したのち、近頃には労允興氏や手島一真氏が取り上げ、また筆者も一部触れたことがあり、新たな注目を浴びる対象になっているようにみえる(6)。ただ筆者も含め、従来の研究は彼女の姿や雲居寺との外面的な

関係をたどるに止まって、彼女の置かれた現実の政治的社会的位置にまで溯って考察するまでに至っていない。本稿でこれまでにない新たな一面にまでふみこむならば、それはそれで従来とは違う意義が提示できるものと考える次第である。

さて、金仙公主を知るにはまず『新唐書』巻八三の本伝が挙げられる。後述するごとく、彼女は妹の玉真公主と終始同じの扱いをうけ、表裏一体ともいうべき関係にあったかのようにみえるため、ここでは参考までに、同巻に載る玉真の列伝記事もあわせて全文を掲げてみよう。

金仙公主、始封西城県主。景雲初進封。太極元年、与玉真公主皆為道士、築観京師、以方士史崇玄為師。崇玄本寒人、事太平公主、得出入禁中、拝鴻臚卿、声勢光重。観始興、詔崇玄護作、日万人。群浮屠疾之、以銭数十万賂狂人段謙冒入承天門、升太極殿、自称天子。有司執之、辞曰、崇玄使我来。詔流嶺南、且勅浮屠・方士無両競。太平敗、崇玄伏誅。

玉真公主字持盈、始封崇昌県主。俄進号上清玄都大洞三景師。天宝三載、上言曰、先帝許妾捨家、今仍叨主第、食租賦、誠願去公主号、罷邑司、帰之王府。玄宗不許。又言、妾、高宗之孫、睿宗之女、陛下之女弟、於天下不為賤、何必名繫主号、資湯沐、然後為貴。請入数百家之産、延十年之命。帝知至意、乃許之。薨宝応時。

史料としてつぎに押さえておくべきは、従来から存在が知られた「金仙長公主神道碑」（『金石萃編』巻八四）となる。これは、睿宗の橋陵に陪葬された彼女の墓前に立てられていたと推定されるが、ただ残念なことに金石書に採録されたときには碑の上段の一部（高さ4尺8寸、幅4尺7寸余）が残されただけで、それも摩滅がひどく、約三分の二にあたる下段部分は失われていた。しかしその中でわかるところをみておくと、まず本碑の文字を書いたのが「御書」、つまり玄宗その人であり、撰文したのが「徐嶠之」であったことが注目される。なお徐嶠之は、このあとに出る徐嶠と同一人であったとみてよいだろう(7)。左に碑文中の関係箇所を抜き出してみておこう。

…高宗天皇大帝之孫、睿宗大聖真皇帝之女、…先帝之龍潛藩邸、公主以王女受封、蓋齠齔之時、…先帝尚其誠心、不奪雅志、以丙午之歳、度為女道士、…邑一千四百戸、雖湯沐増賦、貴盛当時、而珠玉満堂、賤之□□、…形于東都開元観、春秋卌有四、主上以天倫之…、筮年尚遠、権窆伊洛、今亀言既□、陪葬〔橋陵〕。

ところで、この「神道碑」の欠を補うべき新たな史料が近年発見された。墓前に立て

た墓碑に対して、墓中に入れられていた金仙公主本人の墓誌である。1974年、陝西省蒲城県三合郷武家村の橋陵（睿宗墓）付近にあった一基の墓中から、「大唐故金仙長公主誌石之銘」と篆書された墓誌蓋とともに、それは完全な形で出土した(8)。誌石は外形一辺が1.2メートル、誌文部分で一辺1.06メートルという正方形をした、当時における最大級の大きさのもので、そこに全33行、毎行33字で正書されていた。これを書いたのが妹の玉真公主で、文は墓碑と同じ徐嶠が勅を奉じて撰したのであった。いま誌文中から関係箇所をぬき出してみると、次のようになる。

大唐故金仙長公主誌石銘并序。玉真公主書。中大夫守大理少卿集賢院学士上柱国慈源県開国公臣徐嶠奉勅撰。…〔金仙長〕公主諱無上道、太宗文武聖皇帝之曾孫、高宗天皇大帝之孫、睿宗大聖真皇帝之女、今上之第八妹也。…先帝（睿宗）昔居藩邸時、封西城県主、及登極、進册金仙公主、年十八入道、廿三受法。…暨主上（玄宗）嗣昇(？)大宝，仁先友愛、進封長公主、加実賦一千四百戸焉。仍於京都雙建道館。…以壬申之年建午之月十日辛巳、薨於洛陽之開元観、春秋卌有四。越以景子之年七月己卯朔四日壬午、啓旧塋、而自洛即陪葬橋陵、礼也。…開元廿四年太歳景子七月己卯朔四日壬午、梁州都督府戸曹参軍直集賢院衛霊鶴奉勅検校鐫勒并題篆額。

これによると、金仙公主は「壬申之年建午之月十日辛巳」の日に、44歳で洛陽の開元観に逝去したとなる。壬申とは開元20年（732)、「建午之月」が何月になるかはっきりしないが、「十日辛巳」から計算すれば6月のことと推定される。『旧唐書』巻八・玄宗紀上、開元20年5月辛亥（9日）の条に「金仙長公主薨」とあるその日付は、この「墓誌」によって一部修正が求められることになる。さらに「墓誌」は、金仙公主が死後ただちに橋陵に陪葬されたのではなく（「神道碑」からもその様子がうかがわれる）、四年を経た「開元廿四年太歳景子七月己卯朔四日壬午」まで待たなければならなかった、という事実を明示することが注目されよう。

さて、金仙公主は開元20年に44歳で亡くなった。とすると、生まれたのは武后朝が始まる前年の689（永昌元・載初元）年、そして雲居寺に領地や「開元大蔵経」を下賜すべく動いた開元18年は、死ぬ二年前の42才の時のことであったと明らかになる。

ここで右に掲げた史料を基軸にして、関連史料も交えつつ、その一生を概観してみておこう。

まず彼女は689年に、李旦（睿宗）の娘として生まれる。ただ『新唐書』本伝（以下『新伝』とする）では九女にあげられるが、「墓誌」では「今上（玄宗）の第八妹なり」といい、また前掲「涿鹿山石経堂記」（注(5)）でも「玄宗の第八妹、金仙長公主」とあり、表現に微妙な違いをみせる。そして七・八歳時を意味する「齠齔之時」で「先帝（睿宗）の藩邸に龍潛」した時期、「王女を以て封を受」けた（「神道碑」）。「墓誌」によれば、ここで封ぜられた称号が「西城県主」となる。ついで「丙午の歳を以て、度せられて女道士と為る」(「神道碑」)が、この丙午とは中宗が復辟した神龍2年（706）、彼女18歳の時のことで、「墓誌」でいう「年十八にして入道す」がこれに対応する（なお「墓誌」の記述には年代の配列に乱れがある）。

ただこの「入道」の時期は、従来の史料では別の形で表現されてきた。前掲『新伝』では「太極元年（712)、玉真公主と皆道士と為る」とされ、あるいは『旧唐書』巻九八・魏知古伝では「景雲二年（711)、……睿宗の女金仙・玉真二公主入道す。制有りて各おの一観を造らしむ」という。また『唐会要』巻五〇・観の条によれば、

金仙観、輔興坊。景雲元年十二月十七日、睿宗為第八女西寧（城）公主入道立為観。至二年四月十四日、為公主改封金仙、所造観便以金仙為名。

とあって、景雲元年（710)の12月17日が入道時期と解される。『資治通鑑』も同じく景雲元年12月癸未（7日)の日に、「上、二女の西城・隆昌公主を以て女官と為す」（巻二一〇）と記し、『唐会要』とほぼ一致する。「墓誌」「墓碑」とそれ以外の史料ではこのように大きな隔たりが存在するのである。加えて、「墓誌」によれば、「廿三にして法を受く」とあるが、これは景雲2年（711)のこととなるのである。

これらをどう整合的統一的に理解するかは難しい問題であるが、今しばらく彼女の経歴を追いかける中で考えてみよう。彼女の父、睿宗が帝位に復したのは、景雲元年6月のこと、これにともなって彼女の封号は西城県主から西城公主に改められたとみられる。前掲『新伝』に「景雲の初め進封せらる」とあるのはこれだろう。そして翌2年5月に、

辛丑。改西城公主為金仙公主、昌隆公主為玉真公主、仍置金仙・玉真両観、

（『旧唐書』巻七・睿宗紀。ただこの5月には辛丑の日はなく、『通鑑』巻二一〇で同月辛酉（17日）とするのに従うべきである。）

とあるように、金仙公主にと改称される。ただこれにも、前掲『唐会要』に「〔景雲〕二年四月十四日に至り、公主の金仙と改封せらるるがために、造る所の観は便ち金仙を

以て名と為す」とあるように、日時に異論があるが、この『唐会要』の記事はやや信用できないところがあり(9)、ここでは『旧紀』や『通鑑』の5月を是と考えておきたい。なお「墓誌」に「〔先帝〕登極するに及んで、金仙公主と進册す」とあるのは、かなり省略した表現といわなければならない。

こうして睿宗期になって、彼女は西城公主を経て金仙公主に進み、妹も同じ経過をたどって玉真公主に封ぜられた。ちょうどその頃、睿宗によって二人のための道観の建設が命ぜられ、それをめぐる激しい反対論が繰り広げられることになる。詳細は次節で検討するが、ともかくその反対を押し切って二つの道観は建設されたのであった。ではそれがいつ頃提起され、いつ頃完成したのか。じつは確実なところはよくわからないが、繋年に信用度が高い『資治通鑑』（巻二一〇）の関連記事から推測を試みてみたい。

〔景雲元年〕十二月癸未（7日)、上以二女西城・隆昌公主為女官、以資天皇太后之福、仍欲於城西造観。

〔景雲二年五月〕辛酉（17日）、更以西城為金仙公主、隆昌為玉真公主、各為之造観、逼奪民居甚多、用功数百万。

〔景雲二年〕九月庚辰、以竇懐貞為侍中。…時脩金仙・玉真二観、羣臣多諫、懐貞独勧成之、身自督役。

〔景雲二年十月〕右補闕辛替否上疏、以為…自頃以来、水旱相継、兼以霜蝗、人無所食、未聞賑恤、而為二女造観、用銭百余万緡。陛下豈可不計当今府庫之蓄積有幾、中外之経費有幾、而軽用百余万緡、以供無用之役乎。…上雖不能従、而嘉其切直。

関係記事はこれだけであるが、これに従えば、造観は景雲元年12月に提起されただろうこと、翌2年5月の金仙・玉真公主に進封された時期を契機に本格着工されただろうこと、そして夏秋を過ぎ、冬10月になっても「羣臣多く諫める」反対論が渦巻くなかで継続されていただろうこと、などの様相が伺われることになる。その間、“民居を逼奪”し“数百万”の人員を督役し、“百余万緡”を費消して建設を進めたことなどから、かなりの犠牲をともなった突貫工事であったことがわかる。ここからだけでは工事がいつ完了したのかはっきりしないが、年内では到底無理であり、少なくとも翌年前半まではかかったと推定できないだろうか(10)。

こうした経緯をふまえるならば、金仙公主は18歳（神龍2年)で女道士となり、22歳（景雲元年）で公主に進封されて正式の道士となり、23歳（景雲2年）で金仙に名を改

めて独自の道観（金仙観）を営むことになり、翌年（太極・延和・先天元年）をまってその道観の完成、道士としての態勢を確立した、とまとめられるように思われる。前述の史料上の齟齬もこのような集約でほぼ克服できるのではないだろうか。

四、金仙公主の経歴と生涯（後半）

さてこうして完成した二つの道観は、長安の宮城西隣りの輔興坊内に、金仙観が東南隅、玉真観が西南隅にと並置されたのであった（『唐両京城坊考』巻四・西京長安の輔興坊）。この場所は、「この二観の南街、東は皇城の安福門に当たり、西は〔外郭〕城の開遠門を出ず。車馬往来し、実に繁会と為る」（『長安志』巻一〇・輔興坊の条）位置を占め、また宮中とも安福門や掖庭宮の通明門によってすぐ行き来できる関係にある。おそらく都下を圧する豪壮な造りの建物であったことだろう。そこに睿宗の二人の娘に寄せる愛情の一端をみてとることは容易である。

だがはたしてそれだけで、こうまでして強行された道観建造の背景を説明するのに十分であろうか。睿宗は母則天武后のもとで生き抜いた苦労人であるが、一人意志を貫きとおせるような剛直な男ではない。その彼がこの娘のことでは、反対を押し切りとおしたのである。彼をそうせしめたもう一方の力、それは一体何であったのか。当然そこに介在させなければならないのは、睿宗を背後で動かしたとみられる妹の太平公主の存在である。睿宗と太平公主、そして金仙公主たち、これにたいする根強い道観建造反対論、こうした状況をふまえると、道観問題が当時の政治問題の反映であった可能性をうかがわせるが、ここではそれに踏み込む前に、いましばらく金仙公主のその後の動向について考察しておくことにする。

さて、金仙と妹の玉真の両公主は、強い反対を排して建造された道観に、太極と改元された年（712）の前半中に住んだと推定された。ただこの年は、8月に睿宗が太上皇帝に引き、皇太子（李隆基）が皇帝に即位し、そこに太平公主が容喙して、政治の舞台が緊張に包まれた時期にあたり、翌年7月の玄宗のクーデタによる全権掌握時まで緊迫した情勢はつづく。金仙公主がその中にどう位置したかははっきりしないが、「墓誌」に、「主上（玄宗）、大宝を嗣昇(?)するに暨ぶや、仁もて友愛を先にし、長公主に進封し、実賦一千四百戸を加う」とある長公主への進封は、713年7月のクーデタ後のこと

と考えてよいのではないか。なぜなら玄宗が最初に帝位に即いたとき、睿宗は太上皇帝として「三品已上の除授及び大刑獄は、並びに自らこれを決す」という実権を確保しており、それらを含めすべての権限が玄宗の手に集中するのがクーデタ後であったからである。

そのさい「実賦一千四百戸」がとくに与えられたというが、これは「神道碑」に「邑一千四百戸、雖湯沐増賦、貴盛当時、而珠玉満堂、賤之□[ ]」とあるのに対応する(11)。玄宗は兄弟の親睦にとくに気遣ったといわれ、この実賦（湯沐邑）の一千四百戸への加増もその心情から出たものと考えられなくはないが、同時に、彼女のそれまでの政治的関わり方をふまえるならば、クーデタによって隠退をよぎなくされた睿宗と行をともにさせる意味合いを強くもつものであった、となるのではないか。

金仙公主はその後、開元5年（717）に洛陽道徳坊の道観に移ったとみえる。それを伝えるのが、『唐会要』巻五〇・観の記事である。

> 都玄観、道徳坊。本隋秦王浩宅、天后朝置永昌県。神龍元年、県廃、遂為長寧公主宅。景雲元年、置道士観。開元五年、金仙公主居之、改為女冠観。十年七月、改為都玄観。

ちなみに同書にはつづいてこう記される。

> 安国観、正平坊。本太平公主宅、長安元年、睿宗在藩国、公主奉焉。至景雲元年、置道士観、仍以衙為名。十年玉真公主居之、改為女冠観。

そもそも道徳坊の名は、長安と洛陽の両都にみえる。ために宋敏求『長安志』巻九の道徳坊の項では、右の『唐会要』の「都玄観」の記事を「開元観」と改めて、まったく同文を掲げることになった。徐松『唐両京城坊考』もこれをそっくり踏襲した上で（巻四）、その一方洛陽の道徳坊の項（巻五）では次のように記した。

> 東南隅、永昌県廨（永昌中析河南・雒陽二県立永昌県、治此坊、神龍元年省。…）。
> 武成王廟。景龍女道士観（南北居半坊之地、金仙公主処焉。按公主為睿宗第九女）。
> 長寧公主宅。内史史務滋宅。

しかし『長安志』の道徳坊の記述には明らかに誤解がある。まず永昌県は武后が革命を起こす直前、洛水から出たとされる「聖母臨人、永昌帝業」の八文字を刻んだ石にちなんで、洛水の傍らに設定された。また長寧公主（中宗の女）の邸宅が洛陽にあったことは、つぎの『新唐書』巻八三の本伝からも明らかである。

東都廃永昌県、〔長寧公〕主丐其治為府、以地瀕洛、築障之、崇台・蜚観相聯属、無慮費二十万。…韋氏敗、…乃請以東都第為景雲祠。

こうした事実をふまえるならば、『長安志』道徳坊の記事は長安（西京）に繋げるのは誤りであり、そっくり洛陽（東都）にかかわる内容と読み替えることが可能になろう。したがって『両京城坊考』の長安道徳坊の記述も誤りとしなければならない(12)。ただ『唐会要』に「都玄観」とあって「開元観」でないのが気にかかるが、金仙公主の「墓誌」や「神道碑」に明確に開元観があったとある以上、都玄観は開元観の記述上の誤りとみなしたい。

かくして金仙長公主は開元5年に、洛陽道徳坊にあった長寧公主旧邸の景雲祠（女道士観）に移り住み、そこが開元10年（722）に開元観と呼ばれることになった。妹の玉真も同時期に、正平坊（政平坊）の安国観（旧太平公主邸）に移ったのではないか（前掲『唐会要』同項の「開元十年」は疑問）(13)。ではなぜ開元5年であったかといえば、玄宗が即位後初めてこの年の年頭に洛陽に行幸し（翌6年冬まで）(14)、それに随従したであろうことがあげられよう。あわせて留意しておいてよいのが、その前年6月、彼女ら二人を寵愛した上皇睿宗が死去したこと(15)、それによって二人を包む厳しい雰囲気の長安にもはや止まる理由がなくなったことが指摘できるのではないか。

金仙公主は、こうして死を迎える開元20年までの15年間、洛陽で過ごすことになった。まさにこの時期において、彼女は房山雲居寺の石経事業を知り、また意義を理解し、かの援助の手を差し伸べることになるのである。なお妹の玉真はそれからなお生きつづけ、姉金仙の墓誌を書き、安史の乱の最中の宝応時（762～3）に世を去る（『新伝』）。最後をどこで迎えたかは不明であるが、そこに至るまでに、前掲の『新唐書』本伝によると、天宝3載（744）に、「誠に願わくば、公主の号を去り、邑司（公主庁）を罷め、これを王府に帰さんことを」と願い出、それが認められないと、「何ぞ必ず名、主号に繋がれ、湯沐を資し、然るのち貴と為らんや。請うらくは〔公主湯沐の邑に属する〕数百家の産を入れ、十年の命を延ばさんことを」と申し出、認めさせている。そこには、金仙公主亡き後一人残された玉真の、玄宗および朝廷にたいする微妙な立場の反映が汲み取れるように思われる。かつて金仙公主が雲居寺に与えた特別の配慮も、それと同じ地点から出たもののように感じられるのである(16)。

最後に、以上述べてきたところから、金仙公主の一生を略年表にまとめておく。

【表1　金仙公主関係略年表】

年　代	年齢	関　係　事　項
689(永昌元・載初元)		出生(睿宗の第九女)。
「齠齔之年」	7-8歳	(睿宗藩邸時)西城県主に封ず。
706(中宗神龍2)	18歳	入道(女道士)。
710(睿宗景雲元)	22歳	(6月睿宗復位)西城公主に封ず。
		12月女官(入道)、造観計画の提起。
711(〃 景雲2)	23歳	5月金仙公主に封ず。造観に着手。
		9月竇懐貞を侍中にし、造観を督役。
		(方士史崇玄が造観に関与)
712(玄宗無極・延和元)	24歳	前半期? 金仙観の完成。
		(712=玄宗先天元年8月、玄宗即位)
713(玄宗開元元)	25歳	7月玄宗全権掌握。
		〔金仙〕長公主となり、食実封1400戸に増賦。
717(〃 開元5)	29歳	洛陽道徳坊の女冠観(景雲祠)に住む。
722(〃 開元10)	34歳	女冠観の名を開元観に改める。
730(〃 開元18)	42歳	雲居寺に「大唐新旧訳経四千余巻」と寺領を寄進。
732(〃 開元20)	44歳	6月洛陽開元観で死去。
736(〃 開元24)		7月橋陵(睿宗陵)に陪葬。
〈762(粛宗宝応元)?		妹玉真長公主の死去。68歳?〉

五、金仙公主の政界における位置

前節までに金仙公主の一生を押さえたが、そのなかで彼女の政界における微妙な立場の一端について言及した。本節はその点をさらに検討し、彼女の位置を明らかにしてみたい。彼女の房山雲居寺との繋がりには、この問題が大きく影をおとしていたと考えるからである。

前にも一部言及したが、睿宗のもとで金仙・玉真両公主の道観を建造するにあたって、様々な反対意見が提出されたのであった。例えば『資治通鑑』巻二一〇、景雲2年5月辛酉の条に、

更以西城為金仙公主、隆昌為玉真公主、各為之造観、逼奪民居甚多、用功数百万。

右散騎常侍魏知古・黄門侍郎李乂諫、不聴。

とみえる魏知古や李乂の諫言がそれである。あるいは同書・同年9月庚辰の条に、

以寶懐貞為侍中、懐貞毎退朝、必詣太平公主第。時脩金仙・玉真二観、羣臣多諫、懐貞独勧成之、身自督役。時人謂懐貞前為皇后阿箸、今為公主邑司。

とあって、「羣臣多く諫む」という様相が存在した。従来これらにはほとんど留意されてこなかったが(17)、管見しえたところでも、右の両名の他に甯悌原、崔莅、裴潅、辛替否、韋湊、尹思貞といった人物の名があげられる。これほどの数の反対がみえることは他にあまり例のないことと認められ、反対論の背景にはそれだけ根の深い問題が横たわっていたと推測されるのである。

参考までに、道観建造にかかわるかれらの立場とそれに言及した史料上の所在を次頁の表２にまとめてみておいた。

ここにみえる反対意見は、道観を造ることの根本的意味、民衆の生活や農業への影響、現実の天候不順との関わり、浮華へ流れる民心への対処、長安の抱える食料不足問題、対外関係や辺境防備への波及など、多岐にわたる論点を提示する。なかでも、大旱（水害）による農業被害の深刻さをめぐる問題が多く指摘されるが、それに関連してその中心の一人、魏知古の論について紹介してみよう。彼は二度にわたって造営の停止を主張するが、とくに二度目においてより具体的にこう訴えた。

金仙・玉真等観造作、咸非急務。臣先奏請停、竟仍未止。今歳前水後旱、五穀不熟、若至来春、必甚飢饉。陛下為人父母、欲何方以賑恤。療飢拯溺、須及其時。又突厥為患、其来自久、本無礼儀、焉有誠信。今雖遣使、来請結婚、豺狼之心、首鼠何定、弱則卑順、強則驕逆。属草衰月満、弓勁馬肥、乗中国飢虚、在和親際会、倘或窺犯亭障、国家何以防之。臣所論者、事甚急切、伏願特垂詳察。

すなわちこの前半部で、「今歳、前に水（水害）、後に旱あり、五穀熟せず。若し来春に至らば、必ず飢饉を甚しくせん。陛下、人の父母と為り、何方をもって賑恤せんと欲するか。飢を療し溺を拯うは、須らくその時に及ぶべし」と論及される。この他、裴潅は「今、冬より春に徂ぶまで、雨時に降らず、人心憔然として、出るところを知る莫し」（『新唐書』裴潅伝）といい、辛替否は「頃ろ夏より已来、霪雨解けず。穀、壟に荒れ、麦、場に爛る。秋に入りて已来、亢旱災いを成し、苗にして実らず、霜損虫暴ありて、草葉枯黄す」という。あるいはまた、同じ頃、睿宗が太平公主の意向に沿う中央の人事を発令したさいの詔勅に、「政教多く闕け、水旱災いを為す。府庫益ます竭き、僚吏日び滋し」(『資治通鑑』巻二一〇、景雲二年十月庚辰条)という記述がみえている。

【表２　金仙・玉真観建造反対者関係一覧表】

人名(諫言時肩書)	史料所在	諫言の主旨
甯原悌(諫議大夫)	唐会要50・観 通鑑210景雲元年・12月癸未条 全唐文278・論時政疏五篇	・釈道は清浄を本旨とすべき。 ・寺観を造営して人財を労費すべきでない。
魏知古 (右散騎常侍)	旧唐書98・本伝 新唐書126・本伝 唐会要50・観 通鑑210景雲2年・5月辛酉条 全唐文237・諫造金仙玉真観疏	・道観の造作は急務でない。 ・慢性的食料不足・天候不順による。 ・飢饉の危険性が存在している。 ・造作には住民の立ち退きが必要で、民心の動揺を招く。 ・国内の乱れによって突厥に入寇の隙を与える。
崔莅(吏部員外郎) (莅或作泣・蒞)	唐会要50・観 全唐文278・諫為金仙玉真二公主造観疏	・盛夏(季夏)に土木を興すのは天理に背き、人心を傷つけ、農時を失わせる。
裴漼(中書舎人)	旧唐書100・本伝 新唐書130・本伝 唐会要50・観 文苑英華621・諫造金仙玉真二観表 全唐文279・諫春旱造寺観疏	・今大旱時であり、みだりに土木を興すべきでない。 ・寺観の造立は飢饉を救うものではない。
辛替否(左補闕)	旧唐書101・本伝 新唐書118・本伝 唐会要50・観 通鑑210景雲2年・10月条 全唐文272・諫造金仙玉真両観疏	・天候不順時に寺観の造営は民衆の生活を乱す。 ・今日の国用、辺境状態は浪費の余地なし。豊年を待って実施すべし。 ・公主の経費は貧人に賜与すべし。
韋湊(大理少卿)	旧唐書101・本伝 新唐書118・本伝 全唐文200・諫造寺観疏 唐会要50・観	・土木の興起は三輔農民を高賃で傭い、耕を捨てさせる。 ・土木の間に虫害を多発させ、人々を殺害させる。
尹思貞(将作大匠) (貞:「会要」作正)	旧唐書100・本伝 新唐書128・本伝 唐会要50・観	・土木を盛興して黎元に害を及ぼしてはいけない。
李乂(黄門侍郎)	旧唐書101・本伝 新唐書119・本伝 通鑑210景雲2年・5月辛酉条	(・民居を奪い、用功数百万になる。)

このように諫言や宣制文の文面をみていると、睿宗の景雲時、甚大な水旱の被害が広がっていたかのごとくにみえる。だが実際はどうであったのだろうか。管見の限りでは、いわれるごとき深刻な事態に立ち至っていたとは、食貨志その他の史料からは直接確認できないのである。とすると、かりに水旱の状態があったとしても、それは通常的あるいは慢性的に起こっている水旱であって、特筆大書されるほどのものではなかったと考えざるをえなくなる。そうであれば、問題は水旱の事態をできるだけ大きくとりあげ、道観建造との因果関係をもたせ、強力な反対の論拠に仕立てる阻止派の立場にこそ目を向ける必要がでてくる。こうまでして頑強に反対を主張する先にあるもの、あるいはかれらの立脚の基盤は、一体何であったのかと。

そこで、これら反対論者についてみてみると、ある種の共通する生きる姿勢が看取される。例えば魏知古は「方直にして雅才有り」（『新伝』）と評され、裴漼は中宗のもとで権勢を誇る安楽公主や上官昭容（婉児）に連なった崔湜や鄭愔の贓罪を、背後の権力におもねることなく処断した（『両伝』）(18)。また辛替否は安楽公主の濫官や豪奢な邸宅、仏寺の盛興を正面から批判し（『両伝』）(19)、韋湊は、地方官として在地有力者の違法を許さず、金仙・玉真両観造営に反対した際には、太平公主派の崔湜・岑羲から受けた批判を、「叨なくも厚禄を食む、死すとも且に辞せざるべし」といってはねつける一徹さを示したのであった（『両伝』）(20)。さらに中宗朝下で権を専らにする武三思の謀逆を訴えた人物の命を守り通した尹思貞（『両伝』）(21)、あるいは「選事」を掌った際の「請謁行われず」の清廉さや「制勅便ならずんば、輒ち駁正す」の剛直さによる評判の故に、自己の陣営に引き入れようとした太平公主の誘いを固く拒絶した李乂（『新伝』）(22)の姿も認められる。

かれらを出身の面から一律に規定するのはむずかしいが、魏知古や李乂は進士、裴漼や尹思貞は明経に出る。辛替否も記録にははっきりみえないが、この彼の代から政界に名を出すあたりから考えて、科挙の出身になる可能性が高い（ただ韋湊は恩蔭系かもしれない）。とすれば科挙系官人が中心となり、入れ替わり立ち代わり時の権勢に各人の主張を展開した姿を想定してよいのではないか。かれらの対峙した権勢とは、右の安楽公主や上官昭儀、武三思、太平公主らであったことはいうまでもない。安楽らはともに皇帝権に私的に取り入り依付し、その力をバックに威権を振るい、かつて武后朝の強権支配を内側から支えた内朝の系譜に連なるものたちであったと集約される。ここから中

宗より睿宗にかけての政界は、武后朝以来の内朝系人士と新興の科挙系を中心とする外朝との、激しい攻めぎあいの舞台となっていた、との構図を描くことが可能となるのである。これら科挙系官人の背後には、政界に着実に地歩を築きつつあるという自負と、内朝系の退潮がもはや覆うべくもなくいという認識、そして政治の実権を外朝による正常な状態にとりもどさななけらばならないという義務感、などが様々に交錯していたように思われる。

こうした状況をふまえ、金仙・玉真の両公主に話をもどすと、何よりも二人が太平公主と密接な関係にあったことが確認されなければならないだろう。前掲の『新唐書』金仙公主伝にあるように、二人の出家時の「師（導師）」となったのは史崇玄であるが、彼は太平公主側の人間として禁中に出入りし、長安の太清観（旧太平観？在金城坊）の観主になった男であった(23)。また二人の道観建造には彼が全体を統括する「護作」の任にあたったことも知られている。史崇玄を師としたり、道観の護作をさせたのは、太平公主の指示によるものにちがいない。ちなみに先の「金仙公主伝」には、金仙観の造営をにくんだ仏教側が、史崇玄を失脚させるために、狂人段謙に金をつかませて宮中に入れ、天子と名乗らせ、史崇玄の差し金によるといわしめた、という話を載せる。そのまま事実とは断定できないが、史や金仙らが当時仏教側の怨嗟の的となっていた一面を垣間みせる話と理解できないだろうか。

さらにまた睿宗朝で侍中となった竇懐貞は、前引『資治通鑑』の記述にみえるごとく、「退朝するごとに、必ず太平公主の第に詣」り、「前には皇后（韋后）の阿箸と為り、今は公主の邑司となる」と揶揄されるほどの太平公主陣営の人間として動いた。この彼が金仙・玉真二観の造営には、臣下のなかで独り賛成し、「身自ら督役」して完成に導いたのであった(24)。それは太平の意向を十分に汲んだ上でなされたものであった。

かくして金仙・玉真の二道観には太平公主が直接関わっていること、二公主はまぎれもない太平派の人間に位置していたことは贅言を要しない。なぜ太平が二人の姪のために熱心に動いたのか、それを説明する十分な材料はないが、おそらく彼女の政治的野心と無関係ではないだろう。兄睿宗の可愛がる娘たちのために最大限の援助をすることで、兄との関係を緊密にし、また自派の陣容や基盤を一層強固なものにするとの深謀遠慮が働いたのかもしれない。あわせてこのような形をとって信仰上の証しを示すことで、宗教界や民衆社会との結びつきをはかったとの配慮も忘れるわけにはいかないだろう。

以上集約するならば、二観造営の問題は、いわゆる「武韋の禍」の延長上に立つ太平公主のグループと、それを排し唐本来の政治体制にもどそうとするグループとの、激しく深刻な路線対立の真中に置かれたのであった。そのなかにあって、両公主は好むと好まざるとにかかわらず時代の波に巻き込まれ、翻弄され、最後は敗退の憂き目にあったのであった。かくして玄宗の新体制が確立すると、二人を取り巻く環境は一変し、皇帝の実妹(長公主)として表向きは丁重に扱われても、長安で動く場所はもはやなくなった。その結果が開元五年の洛陽移住となり、以後二度と長安へもどることはなかったと考えられるのである。

六、おわりに—あわせて徐嶠（徐嶠之）の理解をめぐって

こうして金仙長公主は開元の初期から洛陽に移っていた。とすれば、彼女がこの地で、当時東方一帯で評価・評判を高めつつあった雲居寺石経事業の話題に接する確率は、長安にいたときより高くなるはずである。彼女はまた、みずからの道観建造問題をつうじて、仏教側に大きな負い目を抱いていたことも考えに入れてよいのではないか。そうした過去を反省し、洛陽に生きる場を確保するためにも、仏教との関係を正常な姿にもどす必要があると認識され、その具体的な行動のひとつが雲居寺への援助となったとも理解できるのである。

ただ最後にもうひとつ、金仙を直接雲居寺に近づけた可能性をもつ人物について言及しておきたい。彼女の神道碑文を書き、墓誌を書いた徐嶠（徐嶠之）についてである。従来からの理解によると、当碑文を書いた徐嶠とは能書家と知られたその人といわれてきた。参考までに『金石萃編』所載「神道碑」（巻八四）の王昶の跋文をあげてみよう。

> 碑題大理□卿徐嶠之、『新唐書』附其子浩伝、云父嶠之(『旧書』無之字)善書、『旧伝』則云官至洛州刺史、而不載大理卿之在何年。『墨池編』載嶠之字惟嶽、純孝積学、…迎立中宗、歴趙湖洛州刺史、正書行書、遒媚有楷法。…而浩之丁父憂、亦距〔開元〕二十三年以前、不遠也。「〔雲居寺〕石浮屠後記」金仙長公主奏賜新旧訳経、在開元十八年、則公主之薨与嶠之之撰文、皆在二十年前後矣。

また『全唐文』（巻二六七）所載の当「神道碑」につけられた著者略伝にもこうある。

> 嶠(『新唐書』作嶠之)字維嶽、贈吏部侍郎師道子、歴趙湖洛潤三(四？)州刺史、入

為中書舎人・大理寺卿、贈左散騎常侍。

すなわちここでいう徐嶠とは、『旧唐書』巻一三七・『新唐書』巻一六〇に本伝が立てられた徐浩の父で、越州（会稽）の徐氏の出と解されてきた。そして王昶の跋文によれば、開元23年前でそれに近い時期に亡くなり、当「神道碑」の文章はその前の開元20年頃（おそらく洛州刺史のとき）に書かれたとなる。しかしながらここに幾つかの疑問が提示される。すでに「墓誌」の出土によって明らかになったように、それらが書かれたのは開元24年のことであった。彼が23年前に死んでいるとすれば、ここにかかわる余地はほとんどなくなる。ただ近年刊行された郁賢皓著『唐刺史考』によると、この徐嶠は死んだのが開元24年で、最後の任地は洛州ではなくて洺州であったという(25)。そうであれば年代において右の問題は一応クリアできても、逆に場所的な重なりはなくなるのである。

加えてもうひとつはっきりしないのが、「神道碑」において実際これを書いたのは、能書家の徐嶠ではなくて「御書」つまり玄宗であり、徐嶠当人は撰文にあたっていたことである。同じく「墓誌」においても、彼は撰文に関わったのであって、書いたのは玉真公主であった。彼が本来名文家であれば、中央でそれにかかわるポストについてもよかったはずであるが、それはみえず、むしろ地方官の生活の方が長かったようである。このような彼に書ではなくわざわざ文章を勅命によって依頼する理由はどこにあったのか。こうしたところには、洛陽（洛州）と洺州とに現れた隔たりを埋めるべき積極的な要因は見出しがたいのである。

こうした上に、さらにつけ加えるべき疑問がある。徐嶠のこの時の肩書は、碑文では「中大夫□大理□卿」とあり、墓誌では

「中大夫・守大理少卿・集賢院学士・上柱国・慈源県開国公」

とあるが、開元23・24年時についていたであろう洺州刺史などの名がそこに出てこない。他方彼は「守大理少卿」であって大理卿にまでは昇っておらず、集賢院学士についたことは従来の他史料からは確認されない。では、これらの疑問や矛盾点はどのように克服したらよいのだろうか。

これにたいする答えがあるとすれば、「神道碑」と「墓誌」の徐嶠（徐嶠之）を書法家で徐浩の父たるその人にあてた従来の解釈から離れるしかないだろう。だが同時に、われわれはそれと並行する時期、同名の徐嶠という人物が官界にいたことを知っている。

これとの関係はどうであろうか。この徐嶠にかんして、『新唐書』巻一九九・徐齊聃伝から必要部分をあげてみよう。

徐齊聃、字将道、湖州長城人。世客馮翊。梁慈源侯整四世孫。八歳能文、太宗召試、賜所佩削刀。…

子堅、…聖暦中、…堅与〔張〕説専意撰綜〔三教珠英〕、条彙粗立、諸儒因之乃成書。累遷給事中、封慈源県子。…玄宗改麗正書院為集賢院、以堅充学士、副張説知院事。…

子嶠、字巨山。開元中為駕部員外郎・集賢院学士、遷中書舎人・内供奉・河南尹。封慈源県侯。父子相次為学士、自祖及孫、三世為中書舎人。

ここにも一部うかがわれるが、徐嶠の祖父徐齊聃は太宗から高宗代の人、父の徐堅は玄宗の前半、70余歳で亡くなっており、徐嶠本人は玄宗時代を生きたと推定される。そして彼の経歴をみると、右にあげた「墓誌」の肩書とにおいて、「集賢院学士」が一致する上、爵位の「慈源県」が重なることがわかるのである。とりわけ爵位に使われた慈源（県）はおそらく四世の祖の「慈源侯」に由来し、父堅も「慈源県子」に封ぜられたように、この家の封爵に受け継がれたもので、誰でもが名乗れるものでないことは明らかである。その同じ名称が「墓誌」の徐嶠にもつけられていた。集賢院学士にしても、玄宗のブレーンたる枢要にして栄誉ある地位であった以上、先の越州の徐嶠がそれにつけば必ず記述されているしかるべきであった。同じ時期の人物で、こうも重なり部分を多くもつ、この一事をもってして、両者は同一人であったと認めることは許されるであろう。

それに彼は、集賢院学士や、中書舎人、内供奉という皇帝の勅命に文筆で応えるべきポストにあった。本人の文章力がどうであったか、直接それを示す作品をもたないが、その立場からうかがわれる能力において、越州の徐嶠の比ではないこと歴然であったといえるのではないか。その一族はまたいずれも文才に秀でていたことも特記されてよい（後述。注(26)参照）。

こうして、従来理解されていたとはまったく異なる人物が金仙公主の「神道碑」ならびに「墓誌」の文章に関わっていたことが明らかになった。その徐嶠が、政界でなお微妙な立場にあったと推測される金仙のために、二度も撰文にあたったことからみて、両者は彼女の生前によく知りあう間柄にあった可能性が高いだろう。ではどこで知ること

になったのか。そこにおいて注目されるのが、彼が就任したところの河南府（洛陽）の長官「河南尹」のポストである。いつ頃彼がこのポストにあったのかは今確かめる手立てはないが、彼女の洛陽生活のどこか、おそらく最後に近い段階でそれに就任し、交流をもつことになったのではないか。つまり徐嶠こそは、金仙公主の後半生におけるもっとも信頼を寄せた一人であったと推定されるのである。

とするならば、彼女に房山雲居寺の事業を伝えたのもこの徐嶠であった蓋然性が強くなる。徐嶠を生んだその家系は、前掲の『新唐書』本伝では祖父の斉聃の以前が「湖州長城の人、世よ馮翊に客たり、梁の慈源侯整の四世の孫」とあり、『旧唐書』徐斉聃伝（巻一九〇上）では「父孝徳、女の才人と為るを以て、官、果州刺史に至る」とあるだけで、それ以上はわからない。ここにいう女（娘）とは、太宗朝の後宮で長孫皇后亡きあとを貞淑さと気品でもって代表し、賢妃の称号を贈られた有名な徐恵のこと(26)、したがってこの家は唐になって、本格的には斉聃の代から世に出たものと理解される。ただ南朝梁の朝臣徐整（この人物も不明）を先祖にもち、代々関中の馮翊に移り住んでいたという背景、そして徐斉聃を始めいずれも学問に非凡さを発揮した事実から、西魏時代、後梁から関中に強制移住させられた南朝貴族の末裔であった可能性を強く意識せしめる。

この一族が宗教的にいかなる立場であったかはわからない。しかし右の推測のごとく梁朝(後梁)系であったとすると、その王朝の仏教を篤く信奉した姿、さらにそこから雲居寺をめぐるつぎの事実をただちに想起せしめるのである。すなわち、隋末静琬が発願して刻経に着手したとき、最初にその事業に援助の手を差し伸べたのが、後梁の明帝の娘で煬帝の皇后となっていた蕭氏と、その弟で内史侍郎の蕭瑀であったことである(27)。二人は熱心な仏教徒であり、これを機縁に集まった莫大な喜捨が、静琬の事業に財政的基盤を用意したのである。後梁蕭氏の二人の名は雲居寺の創業の歴史に深く刻印されるべきであった。このように捉えられるならば、徐嶠にとって房山刻経事業はまったく無縁の対象物ではなかったことは明らかである。徐嶠という人物の背景に右のような匂いを嗅ぎ取ることで、金仙公主と房山雲居寺とを結ぶ一本の糸が浮かび上がってくるのである。

かくして洛陽に移り住んだ金仙公主が、徐嶠を介して雲居寺の事業を知り、そのために尽力した結果が「金仙公主塔」に記載された内容となったと解したい。そのさい寄進

された土地は、「神道碑」や「墓誌」にみえる「湯沐の邑」ないし「実賦」なる食実封が一千四百戸ほどの一部で、寺に近接した場所にあったものなのだろう。これにたいし、雲居寺側は、金仙公主の置かれた立場と過去を知るがゆえに、彼女の行為に感謝しつつ、しかし正面から顕彰することが憚られ、それが「金仙公主塔」の背面に銘文を残すような及び腰的対応につながったのではないだろうか。彼女が過去の清算をはかるべく行った行為のなかに、なお過去が消しがたく残っていることを知るのである。

注

(1)「金仙公主塔」は今日石経山頂でみることができるが、現存する塔の側壁からは銘文の存在は確認できない。また現存の塔が七層からなり、塔頂には相輪部分がなく、塔内部には何も置かれていないが、これにたいしかつては九層をしてその上に相輪（承花と宝珠形）をもち、内部には優雅で洗練された一体の仏像が台座に安置されていたことが知られている。塔（石浮図）全体の高さも4メートルほどあったと推定されるが、今はそれほどはない。確かめていないが、おそらく文化大革命の時期、旧塔は破壊され、その後旧塔の形状を模して造られたのが現塔となるのではないだろうか。旧塔については、水野清一「房山雲居寺石塔記」(『東方学報』京都・第5冊副刊「房山雲居寺研究」、1935年）の263～5頁、常盤大定・関野貞著『中国文化史蹟』（『支那文化史蹟』1939～41年刊の覆刻。法蔵館、1976年）第12巻の図版88、および同『解説』下の第12巻の101頁（房山雲居寺「小西天南台小石塔」）を参照。

(2) ここに紹介した銘文の録文は、小川（貝塚）茂樹「房山石浮図記銘考」（前掲注(1)『東方学報』京都・第5冊副刊）に所載の図版三七の拓本と小川氏の整理にもとづき（322～3頁）、実際の形に即して提示した。当銘文は『金石萃編』巻八三に「記石浮屠後」と出されるのを始めとして、金石関係書に広くとりあげられ、また陶希聖編『唐代寺院経済』（台湾・食貨出版社、1979年 再版本）に「施捨荘田」の事例として収録されている（72～73頁）。なお房山石経の題記を集めた『房山石経題記彙編』（書目文献出版社、1987年）では、「山頂石浮図後記」としてあげられる（11～12頁）。

(3)塚本善隆「房山雲居寺と石刻大蔵経」（『塚本善隆著作集』巻5、1975年）449～452頁参照。なお塚本氏の著作集にのる当論文は、はじめ前掲注(1)の『東方学報』京都・第5冊副刊「房山雲居寺研究」に、「石経山雲居寺と石刻大蔵経」として発表され、のち一部加筆修正を加えたものであるという。したがって本稿では、当論文に言及する場合は著作集のそれをあげることにする（以下、『塚本書』と表記）。

(4)氣賀澤保規編『中国仏教石経の研究－房山雲居寺石経を中心に－』（日本・京都大学学術出版会、1996年）の第二章「唐代房山雲居寺の発展と石経事業」の六節「玄宗開元期における雲居寺と石経事業」参照。

(5)「涿鹿山石経堂記」の関係箇所を提示するとつぎのようになる。

既而玄宗開元聖文神武皇帝第八妹金仙長公主、特加崇飾、退邇之人、増之如蟻術焉。有為之功、莫此而大。

この碑は早くに亡佚して、現存しない。碑の全文は注(3)の『塚本書』461頁にまとめられるが、やや校訂が不十分であるため、ここでは『日下旧聞考』巻一三一所載のものを提示した。劉済は金仙公主のことはおそらく山頂石浮図の銘文によって知ったものと推定される。

(6)労允興「談房山石経山之金仙公主塔」（『唐文化研究論文集』上海人民出版社、1994年）、手島一真「唐代宮中の仏教と道教－金仙公主の場合－（上）」（『立正史学』78、1995年）、及び拙稿前掲注(4)論文、参照。

(7)筆者はたまたま1996年秋11月、台湾の中央研究院傅斯年紀念図書館で当館所蔵のこの「神道碑」拓本を調査する機会があったが、そこでも徐嶠の下に「之」の字があることが確認できた。同一人でこのような使い分けは何によるものなのかはっきりしないが、正式には「徐嶠」となるのではないだろうか。徐嶠の立場について第六節を参照。

(8)「金仙長公主墓誌」は、『隋唐五代墓誌彙（匯）編』（天津古籍出版社、1991年）の陝西巻第三冊（呉鋼主編）162頁に拓本写真で収められる。誌石は現在、蒲城県博物館に収蔵されるが、蓋はすでに佚しているという。

(9)『唐会要』巻五〇・観の条には、金仙公主の記事に並んで、

玉真観、…〔景雲〕二年四月十日、公主改封玉真、所造観便以玉真為名。

と、妹玉真公主のことが出る。しかし両記事では、日付が姉と妹で異なる上、妹の

方が姉より先に改封された形をとっている。ちなみに同じく『唐会要』巻五〇の金仙観と玉真観の条で、二人の入道日を、金仙（西城）が景雲元年十二月十七日、玉真（隆昌）が同年十二月七日として、やはり妹の方が先に入道した形になっている。なぜこのような違いを生むのかはっきりしない。

(10)『旧唐書』巻一〇〇・裴漼伝によると、

太極元年（712)、睿宗為金仙・玉真公主造観及寺等、時属春旱、興役不止。漼上疏諫曰、…

とある。太極の年号はこの年1月から5月までで、このあと延和をへて、8月に玄宗が即位して先天に代わる。ここからみても、景雲2年の翌年（712年）になってなお造営工事がつづいていたと推定できるだろう。

(11)なお「墓誌」には、「実賦一千四百戸」の句のあとに、「仍て京都に於いて道館を雙建す」の一文がつづく。この「京都」が長安（輔興坊）を指すのであれば、文全体は前段の「主上（玄宗）」とある前に出されなければならない。「墓誌」が内容にあいまいさを残すことはこの点にもうかがわれる。

(12)愛宕元訳注『唐両京城坊考』（平凡社東洋文庫、1994年）の両京の道徳坊の項に付された注釈でも（131～2頁、237～8頁）、内容の混同に言及するが、その説明はややあいまいである。また東京（洛陽）道徳坊にある「景龍女道士観」の注釈で、景龍（中宗の年号）が景雲（睿宗の年号）に修正されるべきことを指摘した上で、その論拠をここに住んだ金仙公主が景雲元年に出家したことに求め、彼女が長安輔興坊の道観とともに、洛陽のここにも早くから道観をもったとの方向で理解する。確かに景龍女道士観は景雲女道士観となるべきであるが、しかしこれは金仙公主が住んだことからくるのではない。前引『新唐書』長寧公主伝の記事に明らかなように、当坊にあった長寧公主邸が睿宗朝になって公主の申し出によって「景雲祠」とされており、これが『唐両京城坊考』の「景雲女道士観」にあたるとみられるからである。ちなみに長寧公主は、中宗の皇后韋氏の娘で、楊慎交に嫁ぎ、韋氏が倒されたのち、左遷された夫とともに地方に出、道観となった故居に住むことはなかった。

(13)『唐語林』巻七（『劇談録』巻下「老君廟画」条）に、

政平坊安国観、明皇時玉真公主所建、門楼高九十尺、而柱端無斜。…

という記事があるが、前述した安国観の前身（太平公主邸）や洛陽での玉真公主の立場などを考えると、内容をそのまま信ずるわけにはいかない。

(14)『旧唐書』巻八・玄宗紀上

〔開元五年春正月〕辛亥、幸東都。…二月甲戌、至自（自は衍字？）東都。…

〔六年〕冬十月丙申、車駕還京師。十一月辛卯、至自東都。

(15)『旧唐書』巻七・睿宗紀

開元四年夏六月甲子、太上皇帝崩于百福殿、時年五十五。秋七月己亥、上尊謚曰大聖貞皇帝、廟曰睿宗。冬十月庚午、葬于橋陵。

(16)ここで玉真公主について少し補っておくことにする。公主生前の事迹にかかわる史料として、河南済源県にあったという蔡瑋撰「玉真公主朝謁譙(応?)郡真源宮受道(?)王屋山仙人台霊壇祥応記」碑がある。『金石続編』巻八（以下『続編』と略称）と『全唐文』巻九二七に全文が載せられるが、摩滅がひどく釈読に違いが多い。建碑時の見方でも、『続編』は天宝二載とし、『全唐文』は十二載とする。当面、『全唐文』にもとづいて関係部分をあげてみる（括弧内は『続編』の対応する文字）。

公主、法号無上真、字元元、睿宗大聖貞皇帝之十女（愛女）、今上之□□妹（季妹）、…年十二歳（年甫二八）、当景雲之初、始受道於括蒼羅浮真人越国葉公、其時老君為親降法壇、□烏三刻、言皆（以）口授、旨（義）以神融、故□□（其玄）章隠訣、代莫得而聞也。…主上前年揮灑宸翰、光題宝額、曰平陽洞府小有仙台、又於山門別署金牓（榜）、為霊都観。公主爰（優）遊爰処将廿年、功行已成、昇仙階近（及）。

さてこれによると、「景雲之初」年つまり710年段階で彼女は12歳であったとなるが、他方『続編』では「二八」＝16歳であったという。この年、姉の金仙公主は22歳であったから、姉妹の年齢の差は10歳ないし6歳となる。道士に出家した年齢や姉金仙との年齢差から考えれば、16歳説の方が納得しやすいが、それだけで決めつけるわけにはいかない。ともあれ二説を並立させるならば、生年は699（聖暦2）年ないし695（証聖元・天冊万歳元）年となり、死去した「宝応時」が宝応元年（762）であったとすると（宝応はこの年4月から翌年7月まで）、彼女の寿命は64歳ないし68歳であったとなるのである。44歳で逝った姉と比べるならば、かなり長く生きたといわなければならない。

なお右の碑文で、玉真公主は河南府（または懐州）の済源県（黄河の北岸、太行山南端下）に彼女のために造られた「霊都観」に、「爰に遊び爰に処り、将に廿年にならんとす」るまで住んだとある。洛陽に与えられた正平坊（政平坊）の安国観を離れ、この辺鄙な場所に重点を移して20年とするとその起点はいつか。建碑時が『続編』の天宝2載(743)であれば開元11年(723)、『全唐文』の天宝12載(753)であれば開元21(733)となる。このうち開元11年頃とすれば、彼女は洛陽の道観に移ってまだそれほど時間が経っていない時期のこととなり、やや不自然の感が否めない。したがって開元21年頃と解するのが適当となるだろう。

この開元21年とすれば、それは終始行動をともにしてきた姉金仙の亡くなった翌年のこと、玉真が心機一転新たな動きを起こすには絶好の節目にあたる。彼女はそれを契機に、一人孤立した洛陽を捨て、さらに地方の道観に身を寄せることになった。それがこの霊都観となるのではないか。金仙も玉真も、玄宗朝での立場の不安定さはこのようなところにもうかがわれるのではないだろうか。

以上の玉真公主の一生を、本文中でみたところもあわせて、もっとも妥当とする見方において簡単に押さえてみると、生年が武后朝の695（証聖元・天冊万歳元）年、16歳の景雲元年（710）に出家（女官）、翌年に隆昌公主から玉真公主に改封、さらに翌年（712）に輔興坊に玉真観を与えられた。しかしそれも束の間、玄宗の実権掌握により政界での足場を失い、開元5年（717）には洛陽安国観に移り、姉金仙を亡くした翌年（開元21）頃からは済源県の霊都観に住むことになった。そして宝応元年(762)・68歳頃に世を去ったとみられるが、この済源県一帯は天宝14載(755)に勃発した安史の乱側の圏内に入る。おそらく彼女はこの動乱に巻き込まれ、混乱・避難の生活のなかで波乱の人生を終えたのではなかったか。

(17)前掲注(2)の小川茂樹「房山石浮図記銘考」は道観建築をめぐる不正事件とそれへの諫言の存在について、一部言及するだけにとどまり（327～8頁）、金仙公主の朝廷における立場への関心はもちあわせなかった。

(18)『旧唐書』巻一〇〇・裴漼伝

〔裴漼〕累遷監察御史。時吏部侍郎崔湜・鄭愔坐贓為御史李尚隠所劾、漼同鞫其獄。安楽公主及上官昭容阿党湜等、漼竟執正其罪、甚為当時所称。

(19)『旧唐書』巻一〇一・辛替否伝

時中宗置公主府官属、安楽公主府所補尤多猥濫。又駙馬武崇訓死後、棄旧宅別造一宅、侈麗過甚。時又盛興仏寺、百姓労弊、帑蔵為之空竭。替否上疏諫曰、…

(20)『旧唐書』巻一〇一・韋湊伝

州人前仁寿令孟神爽豪縦、数犯法、交通貴戚、前後官吏莫敢繩按。湊白長史張潜、請因事除之。会神爽坐事推問、湊無所仮借、神爽妄称有密旨、究問引虚、遂杖殺之、遠近称伏。…明年（景雲二年？）春、起金仙・玉真両観、用工巨億。湊進諫曰…。帝不応。湊又奏曰…。睿宗方納其言、令在外詳議。中書令崔湜・侍中岑羲謂湊曰、公敢言此、大是難事。湊曰、叨食厚禄、死且不辞。況在明時、必知不死。

(21)『旧唐書』巻一〇〇・尹思貞伝

〔中宗〕神龍初、為大理卿。時武三思擅権、御史大夫李承嘉附会之。雍州人韋月将上変、告武三思謀逆。中宗大怒、命斬之。思貞以発生之月、固執奏以為不可行刑、竟有勅決杖配流嶺南。三思令所司因此非法害之、思貞又固争之。

(22)『新唐書』巻一一九・李乂伝

進吏部侍郎、仍知制誥。与宋璟等同典選事、請謁不行、時人語曰、李下無蹊徑。改黄門侍郎、封中山郡公。制勅不便、輒駁正。…諫罷金仙・玉真二観、帝雖不従、優容之。太平公主干政、欲引乂自附、乂深自拒絶。

(23)『朝野僉載』巻五

道士史崇玄、懐州河内県縫鞠人也。後度為道士、僑仮人也。附太平為太清観主。金仙・玉真出俗、立為導師。毎入内奏請、賞賜甚厚、無物不賜。…

(24)『旧唐書』巻一八三・竇懐貞伝に、

懐貞族弟詹事司直維鍾謂懐貞曰、兄位極台衮、当思献可替否、以輔明主。奈何校量瓦木、厠跡工匠之間、欲令海内何所瞻仰也。懐貞不能対、而監作如故。

とあるように、族弟竇維鍾からの忠告にも聞く耳をもたず、造営工事の先頭に立っている様子がうかがわれる。

(25)郁賢皓著『唐刺史考』（中華書局香港分局・江蘇古籍出版社、1987年）第三冊280頁。なお傅璇琮等編『唐五代人物伝記資料綜合索引』（中華書局、1982年）303頁の注(1)、も参照。

(26)『新唐書』巻七六・徐惠伝

太宗賢妃徐惠、湖州長城人。生五月能言、四歳通論語・詩、八歳自暁属文。父孝

徳。…太宗聞之、召為才人。手未嘗廃巻、而辞致贍蔚、文無淹思。…帝崩、哀慕成疾、不肯進薬。…永徽元年卒、年二十四、贈賢妃、陪葬昭陵石室。恵之弟斉聃、斉聃子堅、皆以学聞、女弟為高宗婕妤、亦有文藻、世以擬漢班氏。

(27)前掲注(3)『塚本書』375～8頁、愛宕元「隋末唐初における蘭陵蕭氏の仏教受容—蕭瑀を中心にして—」（『中国中世の宗教と文化』京都大学人文科学研究所、1982年）参照。

（明治大学文学部教授）